

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書

令和8年6月

尾三衛生組合

はじめに

本環境影響評価方法書は、尾三衛生組合が計画している新たなごみ処理施設の整備事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、令和8年1月に公表した「尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」及び令和8年3月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価の対象とする項目や調査手法等を検討し、まとめたものである。

目 次

第1章 事業者の名称	1-1	(1)
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1	(3)
2.1 対象事業の目的	2-1	(3)
2.1.1 事業の目的	2-1	(3)
2.1.2 ごみ処理施設の現状	2-2	(4)
2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要	2-3	(5)
2.1.4 建設予定地の選定経緯	2-3	(5)
2.2 対象事業の内容	2-4	(6)
2.2.1 対象事業の種類	2-4	(6)
2.2.2 対象事業の規模	2-4	(6)
2.2.3 対象事業実施区域の位置	2-4	(6)
2.2.4 対象事業の諸元	2-7	(9)
2.2.5 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の決定における 検討の経緯及び内容	2-16	(18)
2.2.6 対象事業に係る工事計画の概要	2-21	(23)
2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項	2-22	(24)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1	(27)
3.1 自然的状況	3-3	(29)
3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況	3-3	(29)
3.1.2 騒音等に係る環境の状況	3-20	(46)
3.1.3 振動に係る環境の状況	3-23	(49)
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	3-25	(51)
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-25	(51)
3.1.6 地形及び地質の状況	3-34	(60)
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	3-38	(64)
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-44	(70)
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	3-86	(112)
3.2 社会的状況	3-99	(125)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-99	(125)
3.2.2 土地利用の状況	3-101	(127)
3.2.3 都市計画の状況	3-105	(131)
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-108	(134)

3.2.5	交通の状況	3-110	(136)
3.2.6	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に 必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-114	(140)
3.2.7	下水道の整備の状況	3-119	(145)
3.2.8	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の 環境の保全に関する施策の内容	3-120	(146)
3.2.9	その他都市計画対象事業に関し必要な事項	3-167	(193)
第4章	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	4-1	(199)
4.1	大気質	4-1	(199)
4.1.1	調査	4-1	(199)
4.1.2	予測	4-3	(201)
4.1.3	評価	4-10	(208)
4.2	景観	4-11	(209)
4.2.1	調査	4-11	(209)
4.2.2	予測	4-15	(213)
4.2.3	評価	4-27	(225)
4.3	総合評価	4-28	(226)
4.3.1	大気質	4-28	(226)
4.3.2	景観	4-28	(226)
第5章	配慮書の案についての意見書の意見の概要及び 配慮書事業者の見解	5-1	(229)
5.1	配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況	5-1	(229)
第6章	配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び 配慮書事業者の見解	6-1	(231)
6.1	配慮書についての縦覧状況	6-1	(231)
6.2	配慮書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解	6-1	(231)
第7章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測 及び評価の手法	7-1	(233)
7.1	対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由	7-1	(233)
7.2	調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	7-8	(240)
第8章	方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	8-1	(293)